

特別養護老人ホーム セ・シボンかしま 入居 利用料金 (令和6年8月1日時点)

利用料金は、次の3種類の合計額となります。

- ① 基本料金(サービス利用料金、食費、居住費)
- ② 加算料金
- ③ その他料金(介護保険外料金)

① 基本料金(サービス料金・食費・居住費)

サービス利用料金は、所得により1割から3割の自己負担額となります。要介護・要支援認定を受けた人、または介護予防・日常生活支援総合事業における事業対象者となった方に「介護保険負担割合証」が発行されご確認ください。

1) サービス利用料金 (日額)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス 利用料金	6,700	7,400	8,150	8,860	9,550
1割の自己負担金	670	740	815	886	955
2割の自己負担金	1,340	1,480	1,630	1,772	1,910
3割の自己負担金	2,010	2,220	2,445	2,658	2,865

2 割負担となる方

65歳以上の方で、本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満の方
(ただし、上記に該当する方でも、本人を含めた同一世帯の65歳以上の方(第1号被保険者)の前年の「年金収入+その他の合計所得金額」の合計が346万円(単身世帯の場合は280万円)を下回る場合は1割負担となります。)

3 割負担となる方

65歳以上の方で、本人の合計所得金額が220万円以上の方
(ただし、上記に該当する方でも、本人を含めた同一世帯の65歳以上の方(第1号被保険者)の前年の「年金収入+その他の合計所得金額」の合計が463万円(単身世帯の場合は340万円)を下回る場合は2割負担または1割負担となります。)

※利用者の負担額には、月額限度額(高額介護サービス費の仕組み)があるため、実際の負担は、負担割合が2割または3割になったすべての方が2倍または3倍になるわけではありません。

2) 居住費・食費

施設サービスの居住費・食費には、本人の所得や世帯の課税状況等によって利用者負担段階が設けられ、その段階により、居住費(滞在費)・食費の負担の限度が決められます。該当する場合は、介護保険負担限度額認定証が発行されます。

【食費・居住費の利用料金】

利用者負担段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
食費	300	390	①650 ②1,360	1,445
居住費	880	880	1,370	2,430

利用者負担段階	補足給付の主な対象者		預貯金額(夫婦の場合)
第1段階	・生活保護受給者		要件なし
	・老齢福祉年金受給者で本人及び世帯全体が市民税非課税		1,000万円(2,000円)以下
第2段階	世帯全員が 市町村民税 非課税	年金収入額(※)+ 合計所得金額80万円以下	650万円(1,650円)以下
第3段階 ①		年金収入額(※)+ 合計所得金額80万円超~120万円以下	550万円(1,550円)以下
第3段階 ②		年金収入額(※)+ 合計所得金額120万円超	500万円(1,500円)以下

介護度	利用サービス 自己負担額		所得階層区分			
			第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
要介護1	給付費	1割	670			
		2割	1,340			
		3割	2,010			
	食費		300	390	① 650 ② 1,360	1,445
	居住費		880	880	1,370	2,430
	合計	1割	1,850	1,940	① 2,690 ② 3,400	4,545
		2割	2,520	2,610	① 3,360 ② 4,070	5,215
3割		3,190	3,280	① 4,030 ② 4,740	5,885	
要介護2	給付費	1割	740			
		2割	1,480			
		3割	2,220			
	食費		300	390	① 650 ② 1,360	1,445
	居住費		880	880	1,370	2,430
	合計	1割	1,920	2,010	① 2,760 ② 3,470	4,615
		2割	2,660	2,750	① 3,500 ② 4,210	5,355
3割		3,400	3,490	① 4,240 ② 4,950	6,095	
要介護3	給付費	1割	815			
		2割	1,630			
		3割	2,445			
	食費		300	390	① 650 ② 1,360	1,445
	居住費		880	880	1,370	2,430
	合計	1割	1,995	2,085	① 2,835 ② 3,545	4,690
		2割	2,810	2,900	① 3,650 ② 4,360	5,505
3割		3,625	3,715	① 4,465 ② 5,175	6,320	
要介護4	給付費	1割	886			
		2割	1,772			
		3割	2,658			
	食費		300	390	① 650 ② 1,360	1,445
	居住費		880	880	1,370	2,430
	合計	1割	2,066	2,156	① 2,906 ② 3,616	4,761
		2割	2,952	3,042	① 3,792 ② 4,502	5,647
3割		3,838	3,928	① 4,678 ② 5,388	6,533	
要介護5	給付費	1割	955			
		2割	1,910			
		3割	2,865			
	食費		300	390	① 650 ② 1,360	1,445
	居住費		880	880	1,370	2,430
	合計	1割	2,135	2,225	① 2,975 ② 3,685	4,830
		2割	3,090	3,180	① 3,930 ② 4,640	5,785
3割		4,045	4,135	① 4,885 ② 5,595	6,740	

② 加算料金

一時的若しくは個別に算定される加算又は施設の体制整備によって加算される料金で、要件に該当した場合に加算されます。所得により 1 割から 3 割の自己負担額となります。

基本算定加算

項目	1割	2割	3割
日常生活継続支援加算(1日)	46	92	138
看護体制加算Ⅰ(1日)	6	12	18
看護体制加算Ⅱ(1日)	13	26	39
夜勤職員配置加算(1日)	27	54	81
個別機能訓練加算Ⅰ(1日)	12	24	36
個別機能訓練加算Ⅱ(1月)	20	40	60
栄養マネジメント強化加算(1日)	11	22	33
協力医療機関連携加算(1月)	100	200	300
褥瘡マネジメント加算Ⅰ(1月)	3	6	9
排泄支援加算Ⅰ(1月)	10	20	30
科学的介護推進体制加算(1月)	50	100	150
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ(1月)	10	20	30
介護職員等処遇改善加算	14%		

※その他、契約利用者の状況等により個別に加算される項目があります。

項目	1割	2割	3割
初期加算(1日)	30	60	90
外泊時費用		0	0
療養食加算(回)	6	12	18
新興感染症等施設療養費	246	492	738
看取り介護加算Ⅱ【死亡日以前31～45日】	72	144	216
看取り介護加算Ⅱ【死亡日以前4～30日】	144	288	432
看取り介護加算Ⅱ【死亡日の前日・前々日】	780	1560	2340
看取り介護加算Ⅱ【死亡日】	1580	3160	4740

③ その他料金

その他日常生活上必要となる諸経費を個別にご負担いただきます。

契約者、家族の意向によってサービスを利用した場合にご負担いただくもの		
貴重品管理費	預貯金通帳、印鑑、年金証書等の管理するサービス	1日100円
複写物の交付	契約者にかかわる記録等を複写し交付するサービス	1枚10円(A4を標準)
移送(注1)	個別処遇の一環として、契約者、家族の要望により行う外出等の移送サービス	1kmあたり30円
買い物代行(注1)	契約者の希望に応じて特別な買い物をするサービス	1回 1,000円
理容サービス	理容師の出張による理容サービス	実費
クリーニング	特別な衣類のクリーニングを専門の業者に依頼した場合の費用	実費
クラブ活動	希望により参加していただくクラブ活動にかかる費用	材料費は実費
お好み食事(治療食ではない)	通常提供させていただく食事以外に特別に希望がある場合の提供(お酒や希望される副菜等)にかかる費用	実費
嗜好品費	通常提供させていただく食事以外にコーヒーや紅茶等の飲み物、おやつ等の嗜好品についてご用意する食材料費(胃ろうの方等経口摂取ができない方を除く)	1日120円
日常生活上必要となる諸費用	契約者の日常生活に要する費用でご負担いただくことが適当である物の費用(義歯洗浄剤、歯磨き粉、ティッシュ、口腔ケア用ガーゼ、経管栄養に必要なチューブ等の材料、保湿クリーム等)	実費
電話代	希望により電話を使用した場合の費用	実費
個人専用の家電の電気代等	電気使用料(コンセント使用量)	1日80円
	特別電気機器(電気毛布、電気カーペット、こたつ等の暖房機器及び加湿器、冷蔵庫等)	1日80円
	テレビ貸出料	1日50円
衛生管理	インフルエンザ予防接種等	実費
無料でご提供させていただく主なもの		
日用品	トイレtpーパー、石鹸、シャンプー、汚物処理用ゴミ袋等(これら以外の日用品についてはご購入ください)	
おむつ	紙おむつ、尿取りパット、リハビリパンツ	
衣類の洗濯	契約者の特別な衣類以外の日常着の洗濯	
施設備品	ベッド、車椅子(標準型)	

高額介護サービス費で負担上限を超えたサービス費が返ってきます。

介護保険が適用される介護サービスを利用する場合、自己負担割合は1～3割となりますが、その自己負担が高額になった場合に適用されるのが、高額介護サービス費となります。個人や世帯の所得によって決められている月々の負担額上限を超えた分が、介護保険から支給されます。

所得区分	上限額(月額)
現役並み所得者(課税所得 145 万円以上の方)に相当する方がいる世帯の方	44,400 円(世帯)※1
世帯のどなたかだ市民税を課税されている方	44,400 円(世帯)
世帯の全員が市民税を課税されていない方	24,600 円(世帯)
世帯の全員が市民税を課税されていない方のうち ○高齢福祉年金を受給している方 ○前年の「公的年金等収入額」と「その他の合計所得金額 ※3」の合計が年間 80 万円以下の方	24,600 円(世帯) 15,000 円(個人)

※1「世帯」とは、住民基本台帳の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

※2「合計所得金額」とは、税法上の合計所得金額(前年の収入金額から必要経費等に相当する額を差し引いた金額で、税法上の各種所得控除や上場株式等の譲渡損失に係る繰越控除などは行う前の金額)から、土地や建物の売却に係る短期・長期譲渡所得の特別控除額を差し引いた金額をいいます。なお、合計所得金額がマイナスの場合は、0円として計算します。

「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得(公的年金等収入額から公的年金等控除額を差し引いた金額)を差し引いた金額をいいます。